第４７号議案

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年６月１２日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例（平成12年新宿区条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表2　都市計画事務の部30の項の次に次のように加える。

30の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき　28,000円	認定申請のとき

別表2　都市計画事務の部32の項中「壁面線の指定がある場合又は壁面の位置の制限がある場合の」を削り、同部34の項の次に次のように加える。

34の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき　160,000円	許可申請のとき

別表2　都市計画事務の部35の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同部37の項の次に次のように加える。

37の2	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき　160,000円	許可申請のとき

別表2　都市計画事務の部52の項及び54の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同部56の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「（一

敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同部57の項中「第86条の2第2項」の次に「又は第3項」を加え、「一敷地内認定建築物以外の建築物又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の一部の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料等を新たに定めるほか、規定を整備する必要があるため